社会福祉法人富山県社会福祉協議会　採用活動等に関する指針

本会では、就職活動を行う求職者等の方々が安心して面談・選考を受けられる環境を整えるとともに、公正かつ誠実な採用活動を行うための指針を次のとおり定め、ハラスメントの防止に取り組みます。

１　面接・面談、職場訪問に関するルール

（１）日時の設定

面接・面談、職場訪問の受入れ等は、日中（業務時間内）に行います。

（２）実施場所の指定

面接・面談等は、富山県総合福祉会館の３階「交流会議室」、「事務局内の相談・打ち合わせスペース」、２階「研修室」、その他本会が指定した場所（オンライン含む）で行います。

（３）同席者の配置

面接・面談等は、複数人で実施する又は第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、本会が認めた体制で行います。なお、会議室などの閉じられた空間で行う際は、必ず３名以上で実施します。

（４）オンライン面談

オンラインによる面談を行う場合は、録音・録画を行い、記録が残るようにします。

２　求職者等とのコミュニケーションに関するルール

（１）連絡手段の制限

・求職者等との連絡は、原則として総務企画課を通じて、文書（郵便）により行います。

なお、求職者等からの問い合わせへの対応、面接の日程調整、提出書類に不備があった場合の連絡、日中電話による連絡がつかない場合、軽微な連絡事項等においては、電話・電子メールを使用します。

その際は、本会の代表電話（076-432-2958）、電子メールの場合は本会の代表アドレス（info@toyama-shakyo.or.jp）又は職員に付与する業務用のアドレス（ドメイン名：●●@wel.pref.toyama.jp）を使用して行います。

・職員が求職者等と連絡先を交換し合うことはありません。また、職員が個人の携帯電話やＳＮＳなどの個人的なアカウントで求職者等と連絡を取ることを禁止します。

・緊急性のある場合を除き、求職者等との連絡は日中（業務時間内）に行うこととし、深夜・早朝・休日の連絡は禁止します。

３　採用活動等におけるハラスメントの防止

本会では、採用活動の過程において、いかなる求職者等へのハラスメントも生じることがないよう取り組みます。

なお、ハラスメントの具体例は以下のとおりです（以下に限るものではありません）。

◆セクシュアルハラスメントに該当する行為

・食事やデートへの執拗な誘い、参加の強要

・性的な冗談、からかい、容姿・服装・体型・恋愛や結婚、性的志向に関する質問

・身体への不必要な接触

・性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な取扱い

◆パワーハラスメント・優越的地位の濫用

・人格を否定するような暴言、威圧的な言動、価値観や生き方を否定する発言

・面接中等に圧迫質問を行い、精神的に追い詰める行為

・他企業等からの内定を辞退するよう求める行為（オワハラ）

◆選考と無関係なプライベートな事項（思想・信条、家族関係等）の詮索

◆私的な領域への介入

◆過去の経歴や失敗を執拗に指摘し、求職者等を困らせる行為

◆その他、求職者等が不快に感じると思量される言動

４　ハラスメント事案への対応

求職者等から相談や苦情があった場合や、本会職員がハラスメントに係る情報を得た場合は、速やかに相談者と行為者の双方から事実関係を確認したうえで、適切に対応します。

また、本指針に反してハラスメントを行った職員に対しては、事実関係を踏まえて、しかるべき処置を講じます。

５　ハラスメント相談窓口

【 窓口担当 】 総務企画課（事務局次長・総務企画課長）

【 連絡先 】 ０７６－４３２－２９５８

【 E-mail 】 info@toyama-shakyo.or.jp